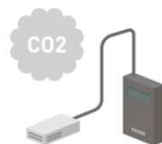


緊急事態宣言解除後の4つの方針

① 攻める！

・感染防止対策



感染防止

(例) 二酸化炭素濃度測定器、パーテーション

・PCR等検査の拡充

感染動向をキャッチ

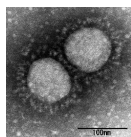
(例) 更なる検査の充実、街頭モニタリング検査

・クラスター対策

感染拡大防止 1

(例) 高齢者福祉施設、COVMAT、eMAT

・変異株対策



感染拡大防止 2

(例) 民間検査機関への拡大、切れ目ない疫学調査

② 守る！

・病床及び宿泊療養施設の確保・運営

・県内経済・産業支援

・県民の安心・安全確保

誹謗中傷

不当表示

- 相談窓口の周知
(心の相談、人権、消費、外国人の方等)
- 適切な対応・所管部署へのつなぎ
- 市町村・学校等との連携

風評被害

DV

緊急事態宣言解除後の4つの方針

③ 連携する

～国への要請と協調～

・ワクチンの確保及び接種への支援

- ・ワクチンの確保及び都道府県への配分スケジュールの提示
- ・副反応等の情報提供及び対策支援

・変異株対策

- ・民間検査機関における変異株PCR検査の国による推進

・迅速かつ確実な財政支援

- ・地方創生臨時交付金の適正配分・速やかな交付
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的な運用

④ 願う

～県民・事業者の皆様へ～

・県民の皆様へ

・特にお願いしたい「行為」

- (例) 会話の時は必ずマスク
大声は控えて（カラオケ・コーラスなどで）
昼飲み、昼カラも長時間を避け、夜と同じ感染防止対策を
飲食は、家族か少人数で、短時間に 等



やっぱり
飛沫の始末

・特に避けていただきたい「場所」

- (例) 4人を超える会食・飲み会の場、共同シャワー室、
高齢者・基礎疾患を有する方の近距離 等
(御家族・介助者の方を除く)

・事業者の皆様へ

- ・感染防止対策の徹底
- ・営業時間の短縮
- ・テレワーク・時差出勤の徹底
- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言の更なる推進

県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆不要不急の外出自粛、県境をまたぐ移動の自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

◆営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の 午後9時以降の利用回避

◆感染症対策が十分に取られていない施設の利用は回避

※すべて令和3年4月21日まで